

東邦車輛株式会社

殿

独立行政法人自動車技術総合機構
九州検査部北九州事務所長

改造概要等説明書(改造自動車審査結果通知書)

〔指示事項〕・本改造は、車台番号「TF36H2C3-93043、TF36H2C3-93044」の式台に限る。

・現車審査の際は、本紙及び改造部分詳細図等の添付資料を提示すること。
・新規検査等受検の際は、別途、審査事務規程4-13に基づく届出を行うこと。

〔特記事項〕・複数台数届出とする。なお、当該通知書の写しは交付できない。

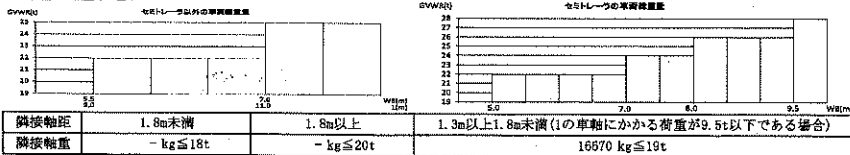
・JIS-R13/13及びJIS-R58/03及び別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」については適合性審査済み
・けん引車は、車名「三菱」型式「QPG-TP64YDR(第5種11.5トン)」にて検討した。(表中※印)

主要諸元比較表

標準車種の類別等を記載する。(2552)

項目	標準車	改造車	基準・限度	項目	標準車	改造車	基準・限度
車名	東邦	←		乗車定員人	←	←	
型式	TF36H2C3	TF36H2C3改		最大積載量 kg	29200	27000[5700]	
自動車の種別	普通	←		前軸重	←	10990[5370]	(12840 kg)
用途	貨物	←		後軸重	←	8330[-]	≤10t (9580 kg)
車体の形状	セミトレーラ	バンセミトレーラ		後中軸重	←	8335[-]	≤10t (9580 kg)
燃料の種類	←	←		後後軸重	←	8335[9320]	≤10t (9580 kg)
原動機の種類	←	←		計	←	35990[14690]	≤36t (38460 kg)
総排気量(l)又は定格出力(kW)	←	←		最大安定傾斜角度°	左 50 右 50	※43[43]	一般≤35° その他≤30°
長さ m	12.145(11.600)	12.975(12.035)	≤13m	前軸	←	←	(- kg)
幅 m	2.490	←	≤2.5m	後前軸	11R22.5-14PR	←	(10000 kg)
高さ m	2.260	3.795	≤3.8m	後中軸	11R22.5-14PR	←	(10000 kg)
軸距 m	6.910+1.300+1.300+9.510	7.080+1.360+1.360+9.800 [9.800]		後後軸	11R22.5-14PR	←	(10000 kg)
荷台の内側の寸法				空車	←	←	≥18.20%
長さ m	12.000	12.675		積載	←	←	
幅 m	2.470	2.410		リヤ・オーバーハング m	2.090	2.175	≤1/2, 11/20 (2/3) (6.533 m)
高さ m	←	2.345		荷台オフセット m	2.610	2.820[4.180]	
車両重量 kg				最小回転半径 m	←	※10.2[11.3]	≤12m
前軸重	←	1970[2940]					
後前軸重	←	2340[-]					
後中軸重	←	2340[-]					
後後軸重	←	2340[6050]					
計	←	8990					

車両総重量・軸重等の基準



能力強度等検討書

制動力	踏力 - N - km/h - m	車軸強度	σ/a 590 / 116.1×2.5 = 2.03 ≥1.6
	空気圧 - kPa	車軸強度	σ/a 490 / 116.1×2.5 = 1.68 ≥1.3
制動力	σ/a 490 / 85.328×2.5 = 2.29 ≥1.6	制動力強度	σ/a 111980 / 25209×2.5 = 1.77 ≥1.6
車軸強度	σ/a 325 / 85.328×2.5 = 1.52 ≥1.3	制動力強度	σ/a 1200 / 157×2.5 = 3.05 ≥1.3
		制動力強度	σ/a - / - = - ≥1.6
		制動力強度	σ/a - / - = - ≥1.6

注1：能力検討は、該当しないものは、省略したものは×を記入すること。

注2：指示事項又は能力強度等検討書は、必要に応じて指示事項又は項目を追加・削除することができる。

注3：現車審査の際は、改造自動車審査結果通知書、外観図、改造部分詳細図及びその他特記事項に指示された資料を提示すること。

注4：長さの0内はキリ線付の長さを示し、[]内は車軸上昇時を示す。

(日本産業規格 A列4番)

改造等の概要

目的	東邦TF36H2C3型セミトレーラを貨物の安全輸送を図るために変更する。(バン型)後軸及び後中軸には車軸昇降装置を設け、積載条件により使用軸数の変更(後後軸のみ1軸使用)が可能な構造とする。走行装置、制動装置、緩衝装置については東邦TC36H1N3型類別2012のアッセンブリ交換である。Sカム式ブレーキからウェッジ式ブレーキに変更する。上記に合わせてABS装置をEBS装置に変更する。
車枠及び車体	緩衝装置ブラケットを移動し、軸距を0.290m延長する。 軸距 6.910+1.300+1.300+9.510(m) → 7.080+1.360+1.360+9.800(m) 車枠前部の主フレーム縦板下部を0.100m除去し、高さ0.250mを0.150mに変更する。 車枠前部の主フレーム下板の幅を0.150mから0.200mに変更する。 軸距間前方傾斜部後端の長さを0.770m短縮する。3.050m→2.280m 緩衝装置取付部主フレーム縦板下部を0.105m除去し、高さ0.500mを0.395mに変更する。
原動機	
動力伝達装置	
走行装置	東邦TC36H1N3型類別2012用車軸と同一のものに変更する。 車軸のアクスルチューブ板厚を9mmから15mmのものに変更する。
操縦装置	
制動装置	
緩衝装置	東邦TC36H1N3型類別2012用緩衝装置と同一のものに変更する。 イコライザー付きトリプルスプリングサスペンション式からエアサスペンション式に変更する。
連結装置	
燃料装置	
電気装置	

注1：変更のない事項については、斜線を記入又は網掛けを施すこと。

注2：届出者は、自動車の点検及び整備に関する情報の提供並びにリコール届出に関する責務があります。なお、リコール届出に関しては、その実施について道路運送車両法(昭和26年6月1日法律第185号)に基づく報告、命令を受ける場合があります。(第57条の2、第63条の2、第63条の3関係)

注3：自動車検査証記載事項について変更が生じる場合は、当該変更について道路運送車両法に基づく自動車検査証記載事項の変更が必要となります。(第87条関係)

(日本産業規格 A列4番)

Y48935